

昌子の広場

第45報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

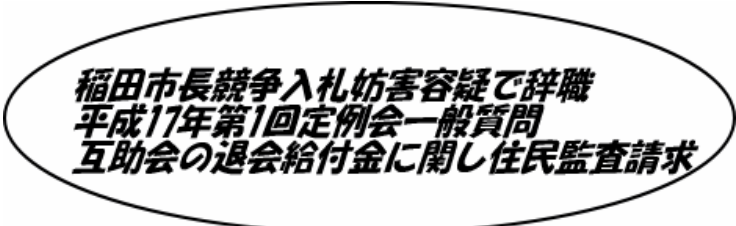
ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次

・稲田市長辞職	P1
・互助会問題で住民監査請求 をしました	P2
・第1回定例会一般質問の概要です	P3
・地域情報 昌子の広場	P4



ついに最悪の事態に 和泉市長辞職 これを機に新しい和泉市へ！

2, 3年前に1期目の市長選に立候補されたときのお気持ちを持ったことがあります。



「もし市長になれなかったらどうされるおつもりでしたか」と。答えは「ラーメン屋の屋台を引いてでも生活していく覚悟で、一期目の市長選に臨んだ」とのことでした。
それだけの強い信念を持ち、和泉の街づくりを考えた人だが初心を忘れた結果が、今回の入札妨害の容疑での辞職です。市長はこの10年近く365日休む間もなく、走り続けていました。

市民の小さな集いにも気軽に足を運び、気さくに話をしていました。そのような市長に多くの人は「腰の低い、いい市長」との評を寄せました。しかし耳に心地よいことが、だんだんと市長を裸の王様にしていたように思えてなりません。市長にもう少し耳の痛いことを言う人、苦言を呈する人を身近に置く器量が備わっていたなら、今回のような事態には陥っていなかったかもしれません。この度の辞職で、稲田市長のふるさと和泉にかける願いは頓挫せざるを得ない事になりました。
しかし市長の辞任で一件落着にはなりません。和泉市の不正はコスモポリス和泉の汚職で課長と次長が、先般の清掃事業委託の不正で部長級の理事がそして今回の競争入札妨害で前の助役と市長の逮捕です。更に驚くべきは今回の競争入札への不正が常態化していた疑いさえもたれています。
一連の不正は和泉市政に深く根ざした構造的な体質から

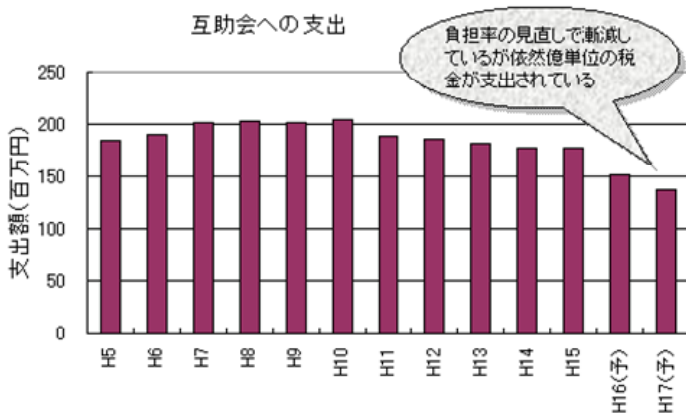
発していると言っても過言ではありません。
逮捕当日深夜の記者会見で林助役は陳謝した後、これからの再発防止について「市のシステムが疲弊している面があり、市政全般を点検するため、外部の人も入れた改革検討委員会を設置したい」と述べました。
大阪市は改革委員会の委員長に市の不正を追及する急先鋒の弁護士が選任されました。我が和泉市でもこの様な思い切った委員の選出が必要です。
更にこの改革委員会の権限を明確にする必要があります。単なる答申機関に留まってはなりません。委員会の提言を必ず実行する担保が必要でしょう。
一方私も含め今回の不正をチェックできなかった議会の責任も重大で誠に申し訳なく思っています。新しく特別委員会の設置が検討されていますが、そこでは議会のチェック機能を如何にして発揮するか具体的な改革が求められています。
そのために何より大切なことは市と議会の緊張関係を適切に維持することだと考えます。例えば一般質問のあり方ですが、現在の事前のすり合わせに従ったややもするとセレモニー化した質問の方式を改善することも大いに効果があるでしょう。質問は項目の通告のみとし、予算委員会のような一問一答方式が考えられます。議員・理事者とも事前の勉強が大変でしょうが緊張感のある議論が期待できます。既に鳥取県などで採用されています。2ヶ月弱で市長選が行われ、新しい市長が誕生します。
新しい市長の下で新生和泉市に向けて、市・議会が一体となって改革を推進する事が求められています。私もそれに向けて誠心誠意頑張ります。
今回の不祥事に関し市民の皆様から多くの貴重なご意見を頂きました。市政を変えるには市民の皆様のご意見が必要です。これからも市政への注文を大いに発信してください。そして和泉の変わり様を見守ってください。



住民監査請求をおこないました!

互助会から支出している退会給付金は違法な支出であるとして、住民監査請求

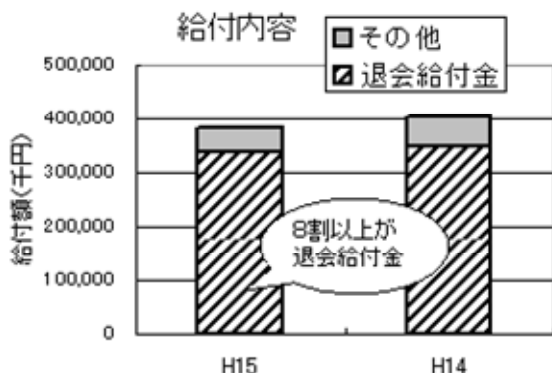
- ・毎年1億円以上の税金が和泉市職員の加入する大阪府市町村職員互助会に支出



- ・条例に基づかない給与の支出は違法
職員の給与は給与条例主義（地方自治法第204条の2）といて条例で定めることになっています。この退会給付金の支出は条例で定めていないので、支出は違法といえます。

- ・財政状況の厳しい中で違法な支出は許されない
現在和泉市は財政再建団体への転落を避けるため、財政再建計画に則って財政再建中であり、今年度はその初年度にあたります。これに伴い使用料や手数料の値上げ等市民への負担増が現実のものとなっています。このような市民に対する負担増は財政支出の徹底的な削減があって初めて市民の理解を得られるものであり、かかるときに互助会への職員厚遇の違法支出は到底容認されるべきものではありません。

- ・互助会からの給付の8割以上が退会給付金



- ・今後も違法支出が継続することについて
現在世論の厳しい批判を浴びて市の負担割合の削減及びそれに伴う給付の見直しを実施中ではありますが、過去の制度の見直し即ち生業資金、退会給付金、退会選別金への移行時にも基本的な給付の仕組みは改善されていません。従って事業の見直しが行われても、来期以降も違法な給付が残存することが容易に想像できます。

- ・高額な退会給付金を正規の退職金に加えて支給
和泉市職員退職者の今年度の受給見込みは以下のようです。

(単位万円)

	受給額	退職金
最高額	846	-
平均額	498	2,658

- ・具体的な損害の認定について
 - ・平成16年度に既に支出した補給金の内、退会給付金の財源と見込まれる割合を過去の実績からみて8割と考え、支出額1億5230万1千円の内1億2184万1千円を損害と認定する。
 - ・平成17年度支出予定の補給金1億3681万4千円の8割で1億944万8千円の損害が見込まれる。

- ・高額な退会給付金は第2の退職金
互助会への支出は職員の福利厚生制度の一環として支出されているものですが、この様な高額の給付は福利厚生の範囲を逸脱し、実質給与です。昨年の吹田市での裁判で大阪高裁は退会給付金は違法として互助会に市への返還を求める判決がなされており、更に今年の大阪市の厚遇問題で大阪国税庁は「ヤミ退職金・年金」は実質給与と認定しています。これらのことからしても、この退会給付金は給与の一部である事に疑問の余地はありません。

- ・措置請求事項
支出命令権者市長およびその支出の適法性を審査しなければならない収入役及びこれらの手続に関与した職員に対し
 - ・市に平成16年度上記損害額を補填するか、補給を受けた互助会から返還させる事。
 - ・平成17年度の関連支出を凍結すること。
 - ・将来の事態発生を防止するため互助会との委託契約を解消し、同会から退会すること。












兵庫県町村職員互助会「ヤミ退職金」廃止へ
今回監査請求した退会給付金に相当するものです。詳しくは私のホームページをご覧ください。

住民監査請求とは
住民が、地方公共団体の執行機関（長、委員会、委員）や職員に違法又は不当な財務会計行為があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう請求するものです。（地方自治法第242条）








私の一般質問の質疑 一般質問の概要です。



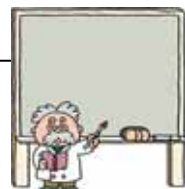
職員の不祥事について

-  不祥事が繰り返されるということはもはや自浄能力がないのではないかと。市民を含む有識者の外部からの評価が必要ではないかと。
-  平成15年12月に、職員倫理条例を制定し、職員の倫理観の向上確保につとめている。毎年、倫理研修を実施している。外部の有識者として、弁護士や法学部教授などの方々に倫理委員会の委員として参画いただき貴重な意見を頂いている。また現在汚職防止のマニュアルの作成を検討しており、職員の資質向上につとめていきたい。
-  入札の透明性ををはかるため電子入札を導入する予定はないか
-  口利き条例の制定の考えはないか
-  電子入札は3年を目途に一定の結論を出したい
-  口利き条例は現時点では考えていない。今後研究していきたい
-  条例上1360万円となっている前助役の退職金は返還を求めるのか
-  禁固刑以上の刑が確定したときは返還を求めていく考えである
-  本日前助役らが起訴されたと報じられているが、市長は今回の相次ぐ不祥事をどのように受け止め、責任をどう果たしていくのか
-  私が任命権者で申し訳なく思っている。あってはならないことが相次いでいることについて深くお詫びします。今後こういうことが無いよう再発防止に努めてまいります。また職員においては自らを律し、倫理観の向上に努めるとともに、市民サービスの精神に徹することにより、市民の信頼が回復できるよう、一丸となって頑張るよう求めたい
-  人材評価制度は人材育成の観点から必要と考えます。早期の導入を要望します、人材育成基本方針は15年目途が大幅に遅れています。議会でお約束いただいたことですので、よろしく申し上げます。職員に対する働きかけや口利き条例は透明性、公平性をより高める手段の一つと考えます。是非ご検討ください

授業時間数について

-  授業時間数は達成されているか。国や府への報告書の結果は
-  過去5年間の結果では、小学校はほぼ目標を達成しているが、中学校は平成11年で5校、平成13年で6校、平成14年で5校、平成15年で2校が標準を下回っていた。(これは2年生の結果で3年生は1校を除き全てで標準を下回っている)小学校5年生と、中学校2年生を国や府に報告している
-  近隣市の富田林市、泉大津市、岸和田市では概ね基準を達成しているのに和泉市はなぜこのような状況が続いているのか、教育委員会はどのような指導をしているのか
-  学力低下が懸念されている中、国が示している標準時間数の確保に向けた取り組みが重要だと認識している。下回っている学校に教育課程のヒアリングの中で指導してきたが、学校行事の見直しも含め更に指導したい。時間数確保の状況を学期ごとに把握しながら指導していきたい
-  17年度は、すべての学校において達成できることを約束頂けますか。教育委員会は、報告をファイルするだけなら、教育委員会は要りませんか。教育長は今回のことで、責任をどのように考えておられますか
-  報告書については実務的なものは把握していなかったが、ご指摘通りなので今後きちんと指導していきたい。授業時間数は3年を迎えている評価システムがあり、一般教師は校長と面談し、各校長とは私が年度当初と年度末の2回常に言っている。今後きちっとした形で確保していきたい
-  17年度全ての学校でクリアできるような努力くださるよう要望します。
【議場外】授業時間数の確保に対する教育委員会の指導は甘すぎます。標準の時間数を確保することは義務教育の基本中の基本であるはずで、学力不足でゆとり教育の是非が問われている今、もっと真剣に取り組んでもらいたいものです。17年度の結果を注視していきます

修学旅行、互助会、槇尾川ダムについては紙面の都合上次号で紹介します。



地域情報

総合福祉会館前にキチツとしたバス停が出来ました。

私の知り合いの高齢者の方から、「総合福祉会館前のめぐーのバス停は表示のポールが植木の中に立っているのみで、路上で待つことになり非常に危険です」との指摘を受けました。

和泉市当局と話し合い、今回キチツとしたバス停が出来ました。これで安心してバスを待つことが出来ます。



はつが野に新しいバス停が出来ました

はつが野3丁目の街づくりが進むに伴い4月から(仮)東部小学校前に新しいバス停が出来ました。

はつが野の皆様には便利になります。しかしバス停が出来たのにも関わらず、横断のための信号がありません。これでは危険でこのバス停は利用できません。



市当局に早急に対応するよう要請しました。

昌子の広場

お願い。ホームレスの方に衣類提供を！

テントで暮らす人に衣類提供をお願いします。ようやく寒さからも解放されました。春夏物大人男性用の衣類が希望されています。宜しければお家まで引き取りにお伺いします。

Tel 0725-54-2626 小林迄ご連絡下さい。



昌子の日記

- 4/1 和泉中央駅会報配布、釜ヶ崎へ衣類搬入
- 4/4 和泉中央駅会報配布、環境部会
- 4/5 和泉中央駅会報配布
- 4/6 和泉中央駅会報配布、石尾中学校入学式
- 4/7 緑ヶ丘小学校入学式、子育てサロン
- 4/8 信太駅会報配布
- 4/9 脱ダムネット3周年記念大会
- 4/11 北松尾幼稚園入園式、じゃんけんポン総会
- 4/13 北信太駅会報配布、いずみ女性100人委員会、市政相談会
- 4/14 自治体議員勉強会
- 4/16 介護保険制度勉強会
- 4/17 緑ヶ丘自治会総会
- 4/18 和泉府中駅会報配布、議員全員協議会
- 4/19 光明池駅会報配布、信太学園学習ボランティア
- 4/21 市民派議員学習会
- 4/22 和泉中央駅会報配布
- 4/23 EMばかり作り、環境くらぶ定例会、街づくりシンポジウム
- 4/27 事務所運営委員会、市政相談会
- 4/28 小地域ネットワーク会議
- 4/29 自然館クラブ設立準備会議

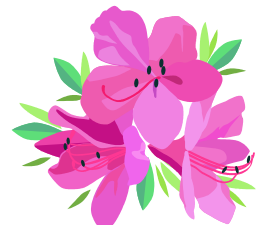
<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で
 連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
 事務所 TEL 0725-53-4451
 (事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- いづれも午後2時より 参加費1,000円(3回分)
- ・35回 6/4(土) 万葉の恋歌 - 初恋・相思相愛の恋
- ・36回 7/9(土) 万葉の恋歌 - 職場の恋・片思いの恋
- ・37回 9/10(土) 瀬戸内の船旅 - 牛窓～鞆の浦～風速の浦

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん
- ・5月11日(水)13時～16時
- ・参加費 材料費実費



パソコン講座(参加費無料)

- ・毎週 木、土曜日 14時から約2時間
- ・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:～21:30